

国民目線に立った行政組織「消費者庁」の創設

～消費者庁関連3法案～

内閣委員会調査室 てらにし かすみ
寺西 香澄

「消費者庁設置法案」「消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」「消費者安全法案」(消費者庁関連3法案)は、衆議院における修正を経て、平成21年5月29日の参議院本会議において全会一致で可決・成立した。

本稿では、消費者庁関連3法案の審査経過に沿い、政府原案及び対案として提出された民主党案、衆議院における修正の概要並びに国会における主な議論を紹介する。

1. 消費者庁関連3法案(政府原案)及び民主党案の概要

(1) 消費者庁関連3法案(政府原案)の概要

第170回国会の平成20年9月29日、消費者庁関連3法案(政府原案)が衆議院に提出された。それぞれの法律案の概要は以下のとおりである¹。

ア 消費者庁設置法案

消費者庁は内閣府の外局として設置され、消費者庁長官をその長とする。

消費者庁は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とし、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進のほか、消費者安全法及び消費者庁に移管され又は消費者庁と他府省との共管となる29本の個別作用法に係る事務等を所掌する。

消費者庁には、15人以内の委員からなる消費者政策委員会が置かれる。消費者政策委員会は、内閣総理大臣、関係大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等の重要事項を調査審議し、意見具申をするほか、個別作用法の規定によりその権限に属する事項を処理する。

イ 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

消費者庁設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、任務、所掌事務の変更等を行うとともに、食品衛生法その他の関係法律について、内閣総理大臣及び消費者庁長官の権限を定める等関係規定の整備を行う。

ウ 消費者安全法案

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣

¹ 提出に至る経緯及び政府原案の内容については、倉田保雄「消費者行政の統一的・一元的推進に向けた法制の整備～消費者庁設置法等3法律案～」『立法と調査』287号(平20.10)3～12頁を参照。

による消費者安全の確保に関する基本方針の策定、地方公共団体による消費生活相談等の実施及び消費生活センターの設置について定める。

また、消費者事故等に関する情報を消費者庁へ集約し、消費者庁がこれらの情報の分析を行い、その結果の概要を公表する仕組みを整備する。

さらに、消費者被害の発生又は拡大の防止のため、内閣総理大臣による消費者への注意喚起、関係各大臣への措置要求、いわゆるすき間事案に対する事業者への勧告・命令、商品等の譲渡等の禁止・制限措置を定める。

(2) 民主党案の概要

民主党は第171回国会の平成21年3月12日、国民生活と消費者の権利を守り、消費者の視点で行政部局を強力に監視し、いわゆるオンブズパーソン的な役割を担う消費者権利官を中心として消費者問題に迅速に対応する新たな機関として「消費者権利院」を設置する「消費者権利院法案」及び事業者が違法に得た利益をはく奪し、消費者の被害を迅速に回復するための「消費者団体訴訟法案」を衆議院に提出した²。それぞれの法律案の概要は以下のとおりである。

ア 消費者権利院法案

消費者基本法の理念にのっとり、消費者の権利利益の擁護及び増進を図るため、内閣の所轄の下に（内閣から一定の独立性を有する機関として）消費者権利院を設置する。

消費者権利院は、消費生活相談・あっせん等、行政庁に対する資料提出・調査要求、消費者問題に係る処分等の勧告・公表、裁判所に対する行為の禁止・停止命令、財産保全命令の申立て、必要な法令の制定・改廃についての国会及び内閣に対する意見申出等を行う。

消費者権利院の長は消費者権利官とし、国会の議決を経て内閣が任命する（任期6年・再任不可）。また、消費者権利官を補佐するため消費者権利官補1人を置くほか、合議制機関として消費者権利委員会を置き、一定の重要事項についての審議に当たらせることにより、権限行使の適正さを担保することとしている。

消費者権利院には、地方支分部局として都道府県の区域ごとに地方消費者権利局を置き、その長として地方消費者権利官を置く。

また、消費生活相談員を非常勤の国家公務員（任期10年・再任可）と位置付けることとしている。

イ 消費者団体訴訟法案

現行の消費者団体訴訟制度では、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体に差止請求権の行使のみを認めているが（消費者契約法第12条以下）これに加え、損害賠償等団体訴訟を行うことができるようにする。また、損害賠償等団体訴訟の確定判決

² 「民主党議員立法『消費者権利院法案』及び『消費者団体訴訟法案』の提出について」（2009年3月12日）
<<http://www.dpj.or.jp/news/files/090312point.pdf>>

等に基づき、弁済として受領した財産を当該消費者に配当できることとする。

また、適格消費者団体による差止請求の対象範囲の拡大、適格消費者団体の認定制度を登録制度に改め、登録要件の簡素化・明確化を図ること、適格消費者団体に対する財政支援についても定めている。

表 政府原案と民主党案の比較

	政府原案	民主党案
組織（位置付け）	消費者庁（内閣府の外局）	消費者権利院（内閣の所轄の下）
組織の長	消費者庁長官 ・主任の大臣である内閣総理大臣から権限受任 内閣府特命担当大臣（消費者政策担当）を常設	消費者権利官 ・国会の議決を経て内閣が任命、天皇の認証 ・任期6年（再任不可） 消費者権利官補（1人）
権限	・消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画立案、関係行政機関の事務の調整 等 ・消費者に身近な法律29本を所管・共管	・消費生活相談・あっせん、情報収集、商品試験、消費者への啓発・教育 ・資料提出要求、調査要求 ・消費者問題に係る処分等の勧告・公表 ・裁判所に対する緊急命令の申立て ・国会及び内閣に対する意見の申出 等 特定の法律を所管せず
審議会等【体制】	消費者政策委員会 ・委員15人以内 ・内閣総理大臣が任命 ・任期2年（再任可）	消費者権利委員会 ・消費者権利官、消費者権利官補、審議委員3人で構成 ・審議委員は両院の同意を得て内閣が任命 ・審議委員は任期3年（再任可）
【事務、権限】	・内閣総理大臣等の諮問に応じた重要事項の調査審議、意見具申 ・個別作用法の規定によりその権限に属する事項の処理	以下の事項につき議決 ・消費者権利院規則の制定・改廃 ・立入検査 ・勧告、公表 ・訴訟参加 ・法令の制定・改廃に関する意見の申出
地方の体制	・地方公共団体による消費生活相談等の事務の実施を法定 ・消費生活センターの設置（都道府県は義務、市町村は努力義務） ・消費生活センターの事務に従事する人材の確保	・地方消費者権利局の設置（都道府県の区域ごと） ・地方消費者権利官（消費者権利官が任命） ・消費生活相談員を非常勤の国家公務員と位置付け（任期10年、再任可。全国で1万人を限度）
消費者被害の発生・拡大防止のための措置	・消費者庁への情報集約・分析・取りまとめた結果の提供 ・消費者への注意喚起、所掌大臣への措置要求、事業者に対する勧告・命令、商品等の譲渡等の禁止・制限	・消費者問題に係る資料の提出要求等 ・国の行政機関の長、地方公共団体の長に対する事業者処分等の勧告、公表 ・消費者権利官の申立てによる裁判所の緊急命令（行為の禁止・停止命令、財産保全命令）

（出所）各法律案関係資料に基づき筆者作成

2. 衆議院における主な議論

政府原案及び民主党案は、平成21年3月17日の衆議院本会議における趣旨説明及び質疑の後、消費者問題に関する特別委員会で審査が行われた。衆議院では、個別作用法の関係

省庁（農林水産、厚生労働、経済産業、国家公安委員会、法務、国土交通、総務、金融）の大臣に対する質疑を行ったほか、参考人質疑や地方公聴会を行った。

衆議院における主な議論は以下のとおりである。

（１）消費者行政にかかわる組織の在り方

政府原案と民主党案では、消費者行政にかかわる組織の位置付け方が異なっていた。

政府原案で消費者庁を内閣府の外局とした理由については、「消費者行政は各省庁横断的な行政分野である。新組織は、消費者行政の司令塔として、各省庁と連携して政策の推進を図ることが求められており、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい事務であると考えられることから、こうした事務の円滑な遂行を任務とする内閣府に置く庁とした」との答弁がなされた³。なお、消費者庁の職員については、204人の定員のうち198人が関係府省庁からの振替で充てられることとされているが、「各役所から（消費者行政に）専門性の高い人たちに集まっていただくことで、集中的かつ純粋に消費者行政に取り組む土壌をつくっていくと同時に、それぞれ骨をうずめる覚悟で来ていただくということを常に申し入れている」⁴、「消費者からの相談情報の分析や困難事案への助言、専門的な知見を要する表示基準等の調査分析・法執行などの分野で非常勤職員約60名を活用することとしている」⁵旨の答弁がなされた。

一方、民主党案で消費者権利院を内閣の所轄の下に置く理由については、「消費者行政を適切に執行していく上で一番重要なことは、各省庁に分かれているさまざまな権限について、消費者の視点から一元的に適正行使させる、行政監視的性質を持つことであり、これには管掌される側の内閣からの独立性の高さが求められる。現行憲法上で内閣から最も高い独立性を有する機関をつくるとなると、人事院のように内閣の所轄という形で一定の距離を置く形が不可欠である」旨の答弁がなされた⁶。

（２）消費者政策委員会の在り方

消費者庁とその審議会等である消費者政策委員会の関係については、「上下関係にあるものではない。また、消費者政策委員会は諮問、答申や意見具申を行うに当たり、独立して職務を遂行する」旨の答弁がなされた⁷。

消費者政策委員会の体制については、消費者政策委員会が「基本的事項に関する企画立案を行うとともに、個別法に基づく行政処分について消費者政策委員会の意見を聴いて決定するという機能も持つ」ため、「委員会のもとに、例えば表示、取引、安全、国民生活にかかわる分野、基本計画等の分野といった5つ程度の部会を置くことが必要」との答弁が

³ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第3号41頁（平21.3.18）

⁴ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第5号17頁（平21.3.25）

⁵ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第5号13頁（平21.3.25）

⁶ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第3号3頁（平21.3.18）

⁷ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第10号27頁（平21.4.2）

なされた⁸。

消費者政策委員会の委員数を15人以内とした理由については、「消費者政策委員会が扱う事務は多岐にわたる上、極めて広範な分野を対象としていることから、ある程度の委員数が必要である。一方で、機動的な意思決定が必要な事務もあり、人数が多すぎると委員会運営に支障を生じかねないとの懸念がある。これら双方の要請を勘案して委員数を15人以内とした」旨の答弁がなされた⁹。また、委員を非常勤とした理由については、「消費者政策委員会はかなり広範な分野を所管するので、各方面の第一線で活躍されている方に委員になっていただきたいが、常勤の委員になっていただくのはかえって制約になるということが多い。委員会の運用の仕方を持ち回り等も含めて機動的に行う、また、時間のかかるものについては下部組織をきちんとつくって審議していただくような形で、非常勤の委員のもとで適切な運営ができるようにしてまいりたい」との答弁がなされた¹⁰。

消費者政策委員会の在り方について、参考人からは、委員数を絞り込む必要性、常勤委員を一部含める必要性、監視・監査機能への重点化などの意見が述べられた¹¹。

(3) 消費者庁への法律の移管・共管

消費者庁は、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）など29本の法律を所管・共管することとされている。

消費者庁への法律の移管・共管の基準については、「消費者に身近な法律」とされ、「これにより、消費生活センターの相談事案の大半をカバーすることができる。消費者がかかわる法律は多数あるが、これらすべてを消費者庁が所管した場合には、広範な分野の専門家等を集めた巨大官庁をつくる必要がある。消費者庁はこうした考え方はとらず、消費者行政に関する政府全体の司令塔として、機動的に対応する簡素で効率的な組織としつつ、所管しておくことが不可欠な法律として29本を所管し、その他の法律については必要に応じて所管する各省庁に対し措置要求を行っていくこととした」旨の答弁がなされた¹²。また、消費者庁が法律を所管することの意義については、「消費生活センターに寄せられている苦情相談の大半について、その背景となる法律を所管することになり、いわば責任をもって対応することができる。また、消費者のニーズを踏まえて、これらの法律の内容について企画立案し、法案を国会提出することが可能となるほか、政省令、ガイドラインについても、経済動向の変化等により機動的に対応していくことが可能となる。さらに、処分等の権限や申出について規定した作用法を所管することによって、消費者等からの公益通報、申出といった消費者からの相談に消費者庁が一元的に応じることができる」旨の

⁸ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第10号38～39頁（平21.4.2）

⁹ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第10号38頁（平21.4.2）

¹⁰ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第13号20頁（平21.4.9）

¹¹ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第6号3頁（平21.3.26）の松本恒雄参考人の意見陳述、同18～19頁の松本恒雄、紀藤正樹両参考人の答弁、同36頁の細川幸一参考人の答弁など

¹² 第171回国会衆議院本会議録第15号11～12頁（平21.3.17）、第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第3号5頁、13頁（平21.3.18）

答弁がなされた¹³。

「消費者行政推進基本計画」(平成20年6月27日閣議決定)には、消費者行政推進会議において、今後も引き続き消費者庁による関与を検討すべきとされた43法律が例示されているが、これらについては、「消費者利益の擁護及び増進を法律の主たる目的としていない、又は法律の規制の内容として消費者利益を直接に保護するものが主たる内容となっていないこと、生産や流通の段階における規制が主たるものであること、当該分野における専門性が極めて高いことから、各省庁がその専門性を生かしつつ所管し、消費者庁は必要に応じて措置要求等を行うことが政府全体の行政運営として効率的であること」等を理由として、今回は移管の対象としなかった旨の答弁がなされた¹⁴。

(4) 消費者事故等の範囲

消費者安全法案により定義されている「消費者事故等」及び「重大事故等」は、消費者庁における情報の集約や内閣総理大臣による被害の発生又は拡大防止のための措置の対象となるものであり、消費者安全法案のスキームの中核的な概念である。

衆議院では、これらの定義を始め、詳細を政令で定めるものが多く、対象範囲が不明確であるとの指摘があり、4月2日の理事会に政令規定見込み事項案が提出された。

また、重大事故等の範囲が生命・身体にかかわる事案に限定されており、いわゆる財産被害についても対象とすべきとの指摘に対しては、「財産に関する事案について、分野横断的に適用されるものであるにもかかわらず、あらかじめ明確な行為規範を法律で定めることなく事後的に行政の判断で公権力をもって一定の行為を突然禁止する権利を与えることは、当事者の予見可能性を害し、事業活動に混乱をもたらすおそれがあること、また、権限行使にふさわしいといえるだけの重大性の基準が、被害を受ける消費者の属性によってまちまちであり、一定の行為を被害者の属性から独立・客観的に重大性を定義することが困難である等の問題点があることから、措置の対象となる重大事故等に含めることとしなかった」¹⁵、ただし、「消費者庁は『消費者の利益の擁護及び増進』をその任務とするものである以上、消費者庁設置後、消費者の財産に対して重大な被害を与えるすき間事案については、横断的新法による対応も含めて、行政として何らかの対応を検討していくことは重大な課題の1つになるものと認識している」¹⁶との答弁がなされた。

なお、内閣総理大臣による事業者への勧告・命令、商品等の譲渡等の禁止・制限、回収命令等のすき間事案への措置の実施が、事業者の営業活動に影響を及ぼすことを懸念する指摘に対しては、これらの措置が「いわゆる事前規制型のものではなく、事業者が供給した商品等によって消費者の生命・身体に重大な危害を与えるおそれがある場合に、事後的に当該商品等による被害の発生・拡大防止のための必要最低限の安全性を確保しようとするものであり、本来であれば、商品等を市場に流通させるに当たって事業者が当然行って

¹³ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第5号24～25頁(平21.3.25)

¹⁴ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第3号14頁(平21.3.18)

¹⁵ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第13号16～17頁(平21.4.9)

¹⁶ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第14号5頁(平21.4.16)

おくべき最低限の責務を果たさなかった場合にのみ発動されるものである。いわば、消費者の生命・身体の安全を確保するための最低限の規制といえるので、事業者のそもそもの営業活動の自由を過度に制約するものではない」旨の答弁がなされた¹⁷。

(5) 違法収益のはく奪・消費者被害救済制度

政府原案には、違法収益のはく奪・消費者被害救済制度が盛り込まれていない。この点について、「重要な課題であると認識しているが、さまざまある消費者被害の事案に応じてより適切な制度設計を考えるべきであるし、違法収益はく奪により違法行為の抑止を図る側面と、個々の消費者の被害の回復という側面のどちらを重視するかによっても制度設計が異なってくる。具体的には、消費者団体訴訟による損害賠償請求権の行使のほか、課徴金制度、父権訴訟などが考えられるが、参考人質疑の中でも、十分に検討する必要があるとの意見が述べられたと承知している」旨の答弁がなされ¹⁸、「消費者庁の創設後は、消費者団体訴訟制度の景品表示法、特定商取引法への拡大、国民生活センターへの裁判外紛争解決機能の付与といった制度の施行状況を踏まえながら、さらに検討を進める」とされた¹⁹。

民主党案では、「消費者団体訴訟法案」において、適格消費者団体による損害賠償請求訴訟を違法収益はく奪の仕組みとして盛り込んでいる。これは、消費者団体訴訟の創設・拡充についての消費者契約法改正時における衆参両院の内閣委員会附帯決議においても検討事項として挙げられており²⁰、関係団体の意見や諸外国の制度を参考にし、我が国の民事訴訟制度の基本的枠組みと整合性をもつものとなるよう制度設計をしたとされている²¹。この仕組みについては、政府より「個々の消費者の意思に基づくことなく、判決の効力が勝訴、敗訴を問わず、除外の申出をしなかった対象者にも及んでしまい、憲法上の裁判を受ける権利との関係が問題になること等から慎重な検討を要する」旨の指摘がなされた²²。

(6) 地方消費者行政に対する国の支援

政府は、「地方自治法において、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、消費者基本法においても、消費者政策推進についての地方公共団体の責務を明記している。これらを踏まえ、地域住民である消費者の声に真摯に耳を傾け、それに丁寧に対応していくことは、地方分権のもとで地方公共団体が地域住民に接する姿勢そのものであり、地方の消費者行政組織は地方公共団体の自治事務の担い手として位置付

¹⁷ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第10号10頁(平21.4.2)、第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第12号(その1)5頁(平21.4.8)

¹⁸ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第10号16頁(平21.4.2)

¹⁹ 第171回国会衆議院本会議録第15号12頁(平21.3.17)、第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第10号20頁(平21.4.2)

²⁰ 平成18年4月28日衆議院内閣委員会、平成18年5月30日参議院内閣委員会、平成20年4月11日衆議院内閣委員会、平成20年4月24日参議院内閣委員会

²¹ 「消費者団体訴訟法案」の趣旨説明;第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第2号4頁(平21.3.17)

²² 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第10号3頁(平21.4.2)

けるもの」としている²³。

しかし、近年の地方公共団体における消費者行政関係予算は、厳しい財政事情を反映し年々減少しており、平成20年度の当初予算額は109億2,178万円と、平成10年度(163億7,978万円)の約3分の2となるなど²⁴、地方消費者行政の弱体化が進んでいる。

特に、消費生活相談員については、ほとんどが非常勤職員として採用され、低収入かついわゆる「雇い止め」などの不安定な雇用状況におかれていることから、その身分保障・待遇改善の必要性が強く指摘されている²⁵。

こうした状況を受け、政府は、消費者安全法案において消費生活相談を地方の事務として明確に位置付け、地方公共団体の果たすべき役割や、それに対する国の支援等につき規定するとともに、消費生活相談員に対する適切な処遇について、地方公共団体の努力義務を定めた。また、今後3年程度を地方消費者行政活性化のための集中育成・強化期間と位置付け、基金造成による地方の取組支援、経験豊富な相談員による市町村窓口への巡回訪問などの国民生活センターによる地方支援事業の実施、地方交付税措置による地方公共団体の自主財源拡充等を行うこととした。

このうち、の基金は、平成20年度第二次補正予算により措置された地方消費者行政活性化交付金(150億円)により都道府県ごとに消費者行政活性化基金を造成し、地域の実情に応じた事業メニューの選択・実施を行おうとするものである。

事業メニューとしては、消費生活センターの新設・拡充、消費生活相談員の養成・研修参加の支援等があるが、基金を消費生活相談員の人件費に充てることは認められていない。その理由としては、相談員の人件費という「経常的経費に国費を充当し続けることは、住民サービスに係る受益と負担の関係を希薄化させることにつながり、地方公共団体が真に住民に必要なサービスを自らの責任で自主的・効率的に選択するという地方分権の趣旨に反する」²⁶こと、また、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)において、地方公共団体の事務として同化・定着・定型化しているものや人件費補助に係る補助金、交付金等については一般財源化等を進めることとされていること²⁷が挙げられている。

相談員の人件費については、の地方交付税措置により、平成21年度に消費者行政に係る基準財政需要を約90億円から約180億円に倍増しているものの²⁸、倍増されたのは算定基準に過ぎないこと、地方交付税は用途を特定しない一般財源であり、必ずしも相談員の人件費に充てられるとは限らないこと等が指摘された²⁹。

²³ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第3号6頁(平21.3.18)

²⁴ 内閣府国民生活局消費者企画課消費者行政推進室「都道府県等の消費者行政の現況(平成20年度地方消費者行政に関する調査結果の概要)」(平成21年2月)1頁

²⁵ 社団法人全国消費生活相談員協会「全国消費生活相談員協会会員実態調査報告書」(平成20年5月)内閣府国民生活局消費者企画課消費者行政推進室「消費生活相談員に関する調査報告書」(平成20年11月調査)

²⁶ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第10号21頁、22頁(平21.4.2)

²⁷ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第12号(その1)6~7頁(平21.4.8)

²⁸ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第3号18頁(平21.3.18)

²⁹ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第8号16~17頁(平21.3.30)

委員及び参考人からは、相談員の人件費の国庫負担を可能とする仕組みとして、消費者行政の自治事務から法定受託事務への転換のほか、自治事務との位置付けを維持する場合においても、義務教育職員給与に要する経費等と同様に、地方財政法第10条³⁰に基づき国が費用負担する事務とすること、地方財政法第16条³¹に基づきいわゆる奨励的補助金として支出すること、また、地方警察官の定員と同様に、相談員の配置基準を法令で定めることにより、国が経費の一部を補助すること等が提案された³²。

これに対し、野田国務大臣からは、の補助金について「今は予算をつけようにもその窓口すらないところがあるので、都道府県に造成した基金を使って受け皿となるようなものをしっかりつくっていただいた上で、今後検討していきたい」との答弁がなされた³³。また、の相談員の配置基準については、野田国務大臣より「(義務教育や警察については)全国津々浦々に教員や警察官がいる中で手当がなされているが、相談員については窓口もないところがあるなど、まずそこに至っていない。先々のことについては当然検討していくが、今にわかに行うことは困難である」旨³⁴、鳩山総務大臣より「(消費者行政が)消防、病院、警察に並ぶナショナルミニマム、安心の拠点である、警察と同じくらい絶対必要なものというふうになっていけば、警察と同じように人員について例えば政令で定めるといようなことも将来的にあってもおかしくはないと思う」旨³⁵の答弁がそれぞれなされた。

なお、民主党案では、地方消費者行政の一定水準確保と消費生活相談員の身分保障・処遇改善を図るため、消費生活相談員を非常勤の国家公務員としている。この考え方については、評価する意見³⁶がある一方、国家公務員とした場合に地方の行政事務との連携が分断されることを懸念する意見もあった³⁷。

また、今後3年程度とされた地方消費者行政活性化のための集中育成・強化期間経過後における財政措置の必要性については、鳩山総務大臣より「消費者問題が4年後から全くなくなるということではないため、交付金のような形のものが平成24年以降もきちんと保障されたほうがよく、そうできる国の財政事情にしなければならない。4年後からは全部一般財源ということであれば、使い勝手はいいかもしれないが、基本のところでは地方の元

³⁰ 第10条の規定は次のとおり。「地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。」

³¹ 第16条の規定は次のとおり。「国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に対して、補助金を交付することができる。」

³² 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第11号3～5頁(平21.4.7)の圓山茂夫参考人の意見陳述、第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第10号21～22頁(平21.4.2)、第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第12号(その1)3～5頁、15～18頁、19～20頁(平21.4.8)など

³³ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第12号(その1)5頁(平21.4.8)

³⁴ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第12号(その1)15頁(平21.4.8)

³⁵ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第12号(その1)22頁(平21.4.8)

³⁶ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第7号11頁(平21.3.27)の国府泰道参考人答弁

³⁷ 第171回国会衆議院本会議録第15号16頁(平21.3.17)、第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第7号11頁(平21.3.27)の下谷内富士子参考人答弁

気が出なくなるおそれがあるため、こういう目的のために使ってくださいというお金がある程度存在し続けることが必要」とする旨の答弁がなされた³⁸。

3. 消費者庁関連3法案の修正

衆議院消費者問題に関する特別委員会は、委員会での議論を踏まえ、理事会、理事懇談会の場で政府原案に対する修正協議を行った。平成21年4月14日の理事会において協議が整い、4月16日の委員会において、全会派共同提案による修正案が提出され、同日、全会一致で修正すべきものと決定された。修正の概要は以下のとおりである。

(1) 消費者庁設置法案に対する修正

ア 消費者庁の任務の明確化

消費者庁が「消費者基本法第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり」任務を遂行することを明記する。

イ 消費者委員会の設置・権限強化

消費者庁に設置することとしていた消費者政策委員会を、内閣府の審議会等として消費者行政全般に対する監視機能を有する「消費者委員会」に改める。また、これに伴い、題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法」に改める。

消費者委員会の所掌事務に、自発的な権限行使である「自らの調査審議の結果に基づく内閣総理大臣等に対する建議」及び「消費者安全法に基づく内閣総理大臣に対する勧告・報告徴求」を追加する。

消費者委員会の委員の職権行使の独立性を明記するとともに、関係行政機関の長に対する資料の提出等の要求権限を定める。

委員会の機動的な運営を確保するため、委員数を10人以内とする。

ウ 検討事項

附則において、消費者委員会の委員の常勤化の検討（法施行後2年以内）、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方の見直し及び消費者行政に係る更なる体制整備の検討（法施行後3年以内）、消費生活センターの適正配置等や消費生活相談員の待遇改善に対する国の支援の在り方についての全般的検討（法施行後3年以内）、適格消費者団体に対する資金の確保その他の支援の在り方の見直し（法施行後3年以内）、不当な収益のはく奪及び被害者救済制度の在り方の検討（法施行後3年を目途）を行う旨の条項を設ける。

(2) 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正

ア 内閣府設置法第4条第1項のいわゆる内閣補助事務の表現の変更

内閣府の行う事務には、行政機関を統括する内閣の機能を助けるための事務である「内閣補助事務」（内閣府設置法第4条第1項、第2項）と、内閣総理大臣自らが担当す

³⁸ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録第12号（その1）6頁（平21.4.8）

ることがふさわしい、各省と同列の事務である「分担管理事務」(内閣府設置法第4条第3項)がある。内閣補助事務については、当該事務を掌理する特命担当大臣に、関係行政機関の長に対する資料提出・説明要求、勧告、勧告に基づく措置の報告要求、勧告事項に関する内閣総理大臣への意見具申、の権限が付与されている(内閣府設置法第12条)。

政府原案では、第4条第1項の内閣補助事務を「食品の安全性の確保その他消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項」(第16号)としていたが、消費者行政担当大臣による消費者行政に関する総合調整機能の発揮を明確にするため、これを「食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項」(第16号)と「消費者基本法第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項」(第17号)に書き分ける修正が行われた。

イ 所要の規定の整備

「消費者庁及び消費者委員会設置法」への題名改正及び消費者政策委員会の名称変更等に伴う規定の整備を行う。

(3) 消費者安全法案に対する修正

ア 国及び地方公共団体の責務の追加

国及び地方公共団体の責務に、消費者安全の確保に関する施策の推進過程の透明性を確保するための措置として「消費者事故等に関する情報の開示」を追加するとともに、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るための活動として「消費生活に関する教育活動」を追加する。

イ 消費者事故等に関する情報の集約及び分析等の結果の取扱い

内閣総理大臣が消費者事故等に関する情報を集約・分析した場合における公表の対象を、取りまとめた「結果の概要」ではなく「結果」そのものとする。また、内閣総理大臣は、国会に対して取りまとめた「結果」を報告しなければならないものとする。

ウ 消費者委員会の勧告等

消費者委員会は、消費者、事業者等から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関して「勧告」をすることができる。

また、消費者委員会が、自らの勧告に基づいて適切な措置が採られたかどうかを確認できるよう、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

エ 検討事項

附則において、重大事故等の範囲について、消費者の財産に対する重大な被害を含め検討を加える(法施行後3年以内)旨の条項を設ける。

また4月16日の衆議院消費者問題に関する特別委員会では、23項目からなる附帯決議が付された。

消費者庁関連3法案は、4月17日の衆議院本会議においても全会一致で修正議決され、参議院に送付された。

4. 参議院における主な議論

参議院では、平成21年4月22日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、翌23日より、消費者問題に関する特別委員会での審査が行われた。参議院では、政府及び修正案提出者に対する質疑や参考人質疑を行うとともに、公聴会を開会し、消費者の利益の擁護及び増進のため、地方の現場で活躍する方々の意見を聴取した。さらに、参考人及び公述人の意見を踏まえ、政府、修正案提出者及び参考人に対する質疑を行った。

参議院における主な議論は以下のとおりである。

(1) 消費者委員会の位置付け・体制

衆議院修正により、政府原案の消費者政策委員会が、消費者行政全般に対する監視機能を有する消費者委員会に改められ、その権限が強化された。

消費者庁と消費者委員会の関係については、修正案提出者より「衆議院での審議の進展とともに、消費者庁をも監視できるような、実質的に独立性が強く、消費者庁と対等の委員会があることが望ましいということになった」旨の答弁がなされ³⁹、野田国務大臣からも「当初は(消費者政策委員会の)透明性を強調してきたが、委員会審議の中で独立性が強調されてきた。これにより消費者が消費者委員会への信頼を置いてくれるということであれば非常によいことではないか。修正協議の結果、消費者委員会を消費者庁から少し距離を持って内閣府本府に置くことになり、内閣府に置かれる組織という意味では両者は同じ位置付けになったということが出来る」旨の答弁がなされた⁴⁰。

消費者委員会を内閣府の外局ではなく審議会等と位置付けた理由については、修正案提出者より「審議会か外局かという法的位置付けよりも、機能や権限を重視した。位置付けは審議会等だが、その権限は非常に強いものとなっている」旨の答弁がなされた⁴¹。

消費者委員会の委員長及び委員の登用については、衆議院消費者問題に関する特別委員会の附帯決議(以下「衆議院附帯決議」という。)の項目4を踏まえ、「すべて民間から登用する。民間の各方面で活躍されており、消費者行政の分野に優れた知見を有する方に入ってください」旨の答弁がなされた⁴²。なお、消費者委員会に地方の現場の意見を反映させる手段としては、「地方公共団体の現職の首長を委員とすることは困難と考えているが、必要があれば臨時委員や専門委員という形で活躍していただくことを検討したい」との答

³⁹ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第2号6頁(平21.4.23)

⁴⁰ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第2号10頁(平21.4.23)

⁴¹ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第2号6頁(平21.4.23)

⁴² 第171回国会参議院本会議録第19号4頁(平21.4.22)

弁がなされた⁴³。

また、消費者委員会の権限強化に伴い、その事務局体制の充実も必要となるが、その規模や職員の登用についてはまだ不明確な点が多い。参考人からは、証券取引等監視委員会や公正取引委員会の事務局体制を引き合いに、消費者委員会に課された任務に見合った事務局体制の充実が必要と指摘された⁴⁴。

衆議院附帯決議の項目 8 では、「消費者委員会の独立性を担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、同委員会の補佐に万全を図ること」とされており、修正案提出者からも「他の省庁から消費者委員会の事務局に入る場合は、必ずノーリターンの覚悟のある人を配置していただかなければならない。また、(消費者問題についての)現場感覚を持つ方々には、企業関係でも弁護士会、司法書士会等でも手を挙げていただき、そういう方々を数多く事務局に登用することが大事である」旨の答弁がなされた⁴⁵。

(2) 消費者委員会による事業者等からの情報収集の在り方

消費者安全法案の衆議院修正により、消費者委員会は、消費者、事業者等から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関して「勧告」をすることができることとされた(第20条第1項)。

衆議院修正には、消費者委員会自らが事業者への立入調査等を行う権限は盛り込まれていないが、この点については、「事業者への立入調査は、行政処分などを行う各省庁が実施することとしている。これに加えて、消費者委員会が独自の調査権限を持つことは二重行政を招くことになると考えており、問題である」との答弁がなされた⁴⁶。

一方、消費者委員会は内閣総理大臣への勧告に当たり、事業者等から得た情報を踏まえることとされているが、ここでの情報収集の在り方については、修正案提出者の「共通認識」として以下の答弁がなされた。

「消費者安全法案20条1項の修正の趣旨は、消費者委員会が個別具体的な事案に関して勧告を行うに当たっては、当該事案に関する的確な情報を得た上で、その必要性を踏まえたものでなければならないということを示したものであります。

その情報収集のための法的担保として設けられているのが設置法案8条の資料の提出要求等の権限であるわけではありますが、この権限行使の対象は関係行政機関の長に限られ、ここに消費者や事業者等の私人が含まれないことについては衆議院修正案提出者の共通理解であります。

ただ、この設置法案8条の権限行使以外に消費者委員会が一切の情報を得る手段がない

⁴³ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第3号10～11頁(平21.4.27)

⁴⁴ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第5号5～6頁(平21.5.7)の石戸谷豊参考人の意見陳述

⁴⁵ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第2号8～9頁(平21.4.23)

⁴⁶ 第171回国会参議院本会議録第19号4頁(平21.4.22)

のかというそうではなく、消費者安全法案20条1項においても、あくまでも法的権限行使としてではなくて事実上の情報収集の手段としてではありますが、消費者や事業者等からの自発的な通報、提供という形で情報を得ることや、消費者委員会の要請に対して事業者等が自ら進んでこれに協力する等の形で消費者委員会が事情説明や資料提供等を受ける等の調査を行うことまで否定しているわけではありません⁴⁷。

(3) 消費者政策会議の在り方

消費者政策会議は、消費者基本法第27条に基づき内閣府に設置されており、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚及び公正取引委員会委員長が委員となっている。消費者政策会議の所掌事務は、消費者基本計画の案の作成、各省の消費者政策の実施状況の検証・評価・監視等である。

消費者庁及び消費者委員会設置後における消費者政策会議の在り方について、野田国務大臣から、「消費者政策会議の事務局を消費者庁の企画課が担うとともに、消費者政策会議が消費者基本計画の案の作成等に当たり消費者委員会の意見を聴き、両者の意見の整合性をとる仕組みが整備される」とし、消費者政策会議が「消費者庁という行政組織の存在が全くないときに議員立法の消費者基本法により定められたものであり、(消費者庁設置後の)運用の中で対処していきたい」旨の答弁がなされた⁴⁸。

この点について、修正案提出者からは、消費者政策会議の「(廃止を含めた)必要な措置は考えていくべき」⁴⁹、「消費者庁及び消費者委員会との関係でその守備範囲を再定義することが必要」⁵⁰との答弁がなされ、また、参考人からも「消費者政策会議が企画立案、検証、評価、監視を全部やるというのはちょっと無理があると思う」として、見直しの必要性が指摘された⁵¹。

(4) 公益通報者保護制度における行政機関の通報窓口の一元化

公益通報者保護法は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めるものであり、平成18年4月から施行されている。

現行制度では、通報先(事業者内部、行政機関、事業者外部)に応じて保護要件が設定されているが、このうち行政機関への通報については、通報対象事実に関する法律の所管省庁に対して行う必要がある。なお、誤って公益通報をされた行政機関には、処分権限を有する行政機関を教示する義務が定められているものの、通報者にとって適切な通報先を判断することには困難が伴う。

⁴⁷ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第7号2頁(平21.5.22)

⁴⁸ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第2号23~24頁(平21.4.23)

⁴⁹ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第2号23~24頁(平21.4.23)

⁵⁰ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第3号8頁(平21.4.27)

⁵¹ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第5号11頁、13頁(平21.5.7)の石戸谷豊参考人答弁

また、近年続発している食品の偽装表示等の多くは、事業者内部の関係者からの内部通報により明らかになっており、公益通報は「組織の違法行為を是正させ、消費者の被害を未然に防ぐ上で、最も迅速かつ簡易で有効な手段」との指摘もなされている⁵²。

こうした点を踏まえ、公益通報者保護法を所管する消費者庁を行政機関への通報の一元的窓口とすべきとの指摘があり、「今の間は、消費者庁に多くの通報が寄せられても、たらい回しではなく、きちんと担当している行政組織に連絡をできる形で鋭意取り組むが、今後についてはやはり検討していくべきと思う」旨の答弁がなされた⁵³。

(5) 消費者教育の充実と消費者庁の関与の在り方

衆議院に提出された民主党案のうち「消費者権利院法案」には、消費者権利院の所掌事務(第2条)や消費者権利官の権限(第30条)として「消費者に対する啓発及び教育」が盛り込まれていたが、政府原案には、消費者教育についての規定は盛り込まれていなかった。衆議院では、参考人質疑や地方公聴会を含めた審査の過程で、消費者教育の充実と体制整備の必要性が指摘された⁵⁴こと等を踏まえ、消費者安全法案に定める国及び地方公共団体の責務に「消費生活に関する教育活動」を追加する修正を行うとともに、衆議院附帯決議の項目12に「消費者教育の推進に関しては、消費者基本法の基本理念及び消費者基本計画の基本的方向のもと、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、全国におけるなお一層の推進体制の強化をはかること」が盛り込まれた。

参議院では、参考人から、体系的な消費者教育の推進、消費者教育を消費者庁の政策の1つとして明確に位置付ける必要性、消費者教育推進のための立法措置のほか、消費者教育におけるクリティカルシンキング(複眼思考)の必要性等について意見が述べられた⁵⁵。

消費者庁の所掌事務に消費者教育が盛り込まれていない理由については、「消費者教育・啓発は消費者庁単独で所管して推進すべきものではなく、文部科学省等の行政機関を含めて国全体として推進することと考えられている」ことによるが、「消費者行政の司令塔として消費者庁が行う消費者教育に関する事務は消費者庁設置法第4条第1号の『消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること』の規定で読むことが可能」との答弁がなされた⁵⁶。

消費者庁の内部に消費者教育の専管部署を置くことについては、「消費者庁設置後には、消費者行政の司令塔として消費者教育を担当する課(企画課)が文部科学省を始めとする関係省庁の担当課と連携を図りながら消費者教育に取り組んでいくことになる。これまでも専管の課や局を置かなくても連携して消費者教育の推進に取り組んできたところであり、

⁵² 日本弁護士連合会「消費者安全法案についての意見書」(2008年11月19日)

⁵³ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第3号7頁(平21.4.27)

⁵⁴ 第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会会議録第6号24頁(平21.3.26)の細川幸一参考人の意見陳述、第171回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会会議録第12号(その2)17頁(平21.4.8)の妹尾美智子意見陳述者の発言など

⁵⁵ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第6号1~3頁(平21.5.8)の西村隆男参考人及び同3~5頁の藤原和博参考人の意見陳述

⁵⁶ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第7号27頁(平21.5.22)

今後も十分可能と考えているが、組織整備がさらに必要であるとの状況が生じている場合には、消費者教育を担当する部署の要求を行うことを検討していく」旨の答弁がなされた⁵⁷。

消費者教育についての独立した教科の新設については、「現在は、社会科や技術・家庭科等において指導しており、新しい学習指導要領においても消費者教育に関する内容の充実を図ったところである。消費者に関する教科の創設については、教育課程の枠組み全体にかかわることでもあり、今後幅広い観点から慎重に検討する課題である」との答弁がなされた⁵⁸。

(6) 地方消費者行政に対する国の支援

消費者庁設置法案の衆議院修正により、「消費者庁関連3法の施行後3年以内に、消費生活センターの法制上の位置付け並びにその適正な配置及び人員の確保、消費生活相談員の待遇の改善その他の地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」との検討条項が盛り込まれた(附則第4項)。また、衆議院附帯決議の項目17において、相談員の待遇改善につき、今般拡充された地方交付税措置の活用のほか、地方消費者行政活性化基金の運用に際して「支援対象を集中育成・強化期間において増大する業務に係る人件費等に拡充するとともに、交付要綱等において処遇改善を図る地方公共団体への交付金の配分を手厚くすることを定めることにより、相談員の時給の引上げ、業務日数の増加による実質的常勤化、超過勤務並びに社会保険及び労働保険に関し法令に基づく適切な対応等を含め、地方公共団体における処遇改善の取組を促進すること」とされた。なお、地方消費者行政活性化基金は、平成21年度補正予算により地方消費者行政活性化交付金110億円が上積みされたことにより、既に造成されている基金150億円と合わせて260億円となった。

参議院では、公聴会において、地方の消費者行政の現場で相談業務に従事し、また、消費者団体で活動している公述人から意見を聴取したが、特に、相談員の処遇改善については、地方交付税措置が相談員の待遇改善に使われる可能性は低いこと、衆議院附帯決議にある時給引上げや超過勤務手当の支給は、非常勤職員という位置付けでは不可能であること、現場の相談員は既に実質的常勤の状態で勤務していること、地方消費者行政活性化基金による支援対象が人件費に拡充されるとあるが、既に勤務している相談員の処遇改善にはつながらないこと等、厳しい意見が述べられた⁵⁹。

衆議院附帯決議を踏まえて拡充される、地方消費者行政活性化基金の人件費の範囲については、「消費者庁設置に伴い発生するさまざまな報告義務や、相談窓口の新増設といった、集中育成・強化期間において増大する業務に係る人件費等」であり、「新規に雇用する相談員の人件費のほか、既存の相談員については、業務多煩により勤務日数が増加した分の人件費がこれに当たる」が、「これまで地方の自主財源として支出されていた経費を肩代わり

⁵⁷ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第7号20頁、27～28頁(平21.5.22)

⁵⁸ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第7号24頁(平21.5.22)

⁵⁹ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会公聴会会議録第1号1～3頁(平21.5.12)の佐藤加奈江公述人の意見陳述など

するものではない」旨の答弁がなされた⁶⁰。

超過勤務手当の支給については、「地方自治法上、地方公共団体は条例の規定により、非常勤職員に報酬と費用弁償を支給することとされている。労働基準法が適用される非常勤職員が時間外勤務を行った場合には、常勤職員の時間外勤務手当に該当する報酬を支払うべきものであり、平成21年4月24日付けで各地方公共団体に通知⁶¹している」との答弁がなされた⁶²。

また、努力義務とされている市町村の消費生活センターの設置については、公述人から「小規模市町村それぞれによる相談窓口整備は非効率であり、広域的な消費生活センターの設置が望ましい」旨の意見が述べられ⁶³、政府からも「特に小規模町村においては、人口規模や財政事情などからみてセンターの設置が困難であったり、かえって非効率的な場合があると認識している。このため、都道府県に造成する基金において、都道府県センター支所の整備や複数市町村の連携による広域的な対応など、地域の創意工夫ある取組を柔軟に支援することとしている」⁶⁴旨の答弁がなされた。

平成21年5月28日、参議院消費者問題に関する特別委員会は消費者庁関連3法案を全会一致で可決するとともに、34項目からなる附帯決議を付した。参議院の附帯決議には、衆議院における指摘事項に加え、消費者事故等についての独立した調査機関の在り方の検討、多重債務対策への取組、消費者安全確保のための国際連携等が盛り込まれた。

消費者庁関連3法案は、翌5月29日の参議院本会議においても全会一致で可決され、成立した（6月5日公布（平成21年法律第48～50号））。

5. おわりに

麻生総理は、消費者庁の設置について「これまでの行政組織が基本的には生産者又は事業者を育てることに重点を置いてきたものであったのに対して、消費者庁は製品の使用者、消費者の側に立った全く逆の発想で新しく省庁を起こすものである。行政の在り方それ自体を生活者重視の方向に大きく転換していく突破口になるものであって、大変意義深いものだと思う」旨述べている⁶⁵。また、消費者行政を一元化する新組織の創設を求めて長年活動してきた消費者団体を始めとする関係各団体や、消費者事故等の被害者・家族の悲願を実現すべく、党派を超え充実した議論が行われたことも特筆すべき点であり、特に、衆議院における「歴史的な」修正により消費者委員会の独立性確保及び権限強化がなされた

⁶⁰ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第7号28～29頁（平21.5.22）

⁶¹ 総務省自治行政局公務員部公務員課長、給与与率推進室長通知「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について」（平成21年4月24日）

⁶² 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第7号17～18頁（平21.5.22）

⁶³ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会公聴会会議録第1号6～7頁（平21.5.12）の吉田直美公述人の意見陳述

⁶⁴ 第171回国会参議院本会議録第19号4頁（平21.4.22）、第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第2号26～27頁（平21.4.23）

⁶⁵ 第171回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第8号2頁（平21.5.28）

ことは、画期的であるとして高く評価されている⁶⁶。

平成21年6月4日には、内閣府に「消費者庁・消費者委員会設立準備室」が設置され、今秋の消費者庁発足に向け準備が進められている⁶⁷。限られた準備期間の中で、消費者庁及び消費者委員会が「国民のパートナーたる行政組織」として万全のスタートを切ることができるか、その体制整備が注目される。特に、消費者委員会については、発足に当たり、消費者行政全般に対する監視機能の発揮にふさわしい委員が任命されるか、その人選を注視する必要がある。併せて、消費者委員会の権限強化に見合った事務局職員の数及び質の確保が急がれる。

また、消費者庁及び消費者委員会設置法並びに消費者安全法の附則に盛り込まれた検討事項や、衆参両院の特別委員会における附帯決議で指摘された事項を含め、多くの課題が残されている。このうち、以下に述べる 消費者委員会と 地方消費者行政の充実については、附帯決議において数多くの検討課題が挙げられており、特にその取組が注目される。

消費者委員会については、非常勤とされている委員の勤務形態の見直しが検討課題として挙げられている。これについては、附帯決議により、初代の委員3人について常勤的勤務が可能となる人選を行うこと等とされているほか、消費者庁及び消費者委員会設置法の附則第2項において、法施行後2年以内に常勤化を図ることを検討することとされており、その実現に向けた環境整備に注目すべきであろう。

地方消費者行政の充実については、現場の相談員の待遇改善が喫緊の課題であり、早急な対応が求められるが、これに加え、国と地方の役割分担を含めた消費者行政の在り方も検討課題とされている。相談員の待遇改善を当面の措置に終わらせることなく、また、地方消費者行政の更なる弱体化がもたらされることのないよう、衆参両院における議論の過程で出された提案を含め、地域の実情や現場の実態を十分踏まえた検討が必要と思われる。

さらに、消費者庁関連3法成立の契機となった多くの消費者事故について、早急な原因究明が求められるとともに、更なる消費者被害の未然防止・再発防止に向けた消費者庁の機能発揮にも期待が寄せられている。府省庁の縦割りによりこれ以上消費者の尊い命が失われることのないよう、国民目線の消費者行政の推進に向けた行政の意識改革が速やかに図られることが望まれる。

⁶⁶ 消費者主役の新行政組織実現全国会議(ユニカねっと)「消費者庁関連3法の成立に対する声明」(2009年5月29日)、日本弁護士連合会「消費者庁関連3法の成立に関する会長声明」(2009年5月29日)ほか

⁶⁷ 『毎日新聞』(平21.6.5)